

○委員長（金子原二郎君） 次に、吉川沙織君の
質疑を行います。吉川沙織君。
○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。
す。

本日の集中審議のテーマは安倍内閣の基本姿勢でございます。

第四次改造内閣の基本方針は、初閣議の昨年十月二日に閣議決定されています。この五つの基本方針のうち、最初の項目の冒頭に掲げておられるのは、「閣僚全員が復興大臣である」、こう書かれておりますが、間違いないでしょうか、総理。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） それはそのとおりでございます。

○吉川沙織君 櫻田大臣は、昨年の臨時会と今年の常会で所信表明を行っておられます。

特に臨時会の所信では、「閣議決定した基本方針に基づいて」、「東京大会の重要な柱の一つは、復興オリンピック・パラリンピックです。」と、衆参両院の委員会で発言されておられます。

しかしながら、昨日、東日本大震災があったが、東北自動車道とか健全に動いていたからよかったですですが、しかし、もし首都直下地震でも来たたら人の移動や物資の移動が妨げられるとの発言をしたと報じられております。本当にこのような発言をされ、そのような御認識なんでしょうか。

○国務大臣（櫻田義孝君） お答えさせていただきます。

御質問の国道、交通網と高速が健全に動いていたとの発言は、発生から一定期間経過後に内陸部の一部の幹線道路では緊急車両の通行ができるよ

うになったとの意図でお話をしたところであります。しかしながら、広く国道、交通網ということに言及して申し上げたことは、事実と異なるため、おわびの上、撤回させていただきたいと思っております。

二月十四日の衆議院予算委員会で御答弁したとおり、震災の際には自ら主導してトラックを手配して東北まで支援物資を運ぶなどの支援に取り組んで、震災後の交通状況等、輸送の困難さや生活再建の厳しさについては理解をしております。今回の発言は、地元の集会において、今後日本のどこかで大規模な震災が発生した際に、幹線道路の通行がかなりの長期間にわたって全く不可能となる可能性も想定して対応策を事前に考慮して備えるべきものとの趣旨を述べたものであります。

来年に迫った東京大会では、ホストタウンを始め、被災地での競技の開催、復興の火の展示、聖火リレーのスタート、被災地産の食材や木材の利用など、復興を後押しする取組を関係機関と連携して進めており、今後とも被災地に寄り添った取組を進めてまいります。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こしてください。

○国務大臣（櫻田義孝君） 国道を含めて多くの道路が寸断され、復旧に大きな影響を与える深刻

な状況だったと認識をしております。一方、高速道路については、発生後、一定期間の経過後、一部の区間を除き、緊急車両の通行が可能になったと認識しております。

いずれにいたしても、広く国道、交通網ということに言及して……

○委員長（金子原二郎君） 答弁は簡潔にお願いします。

○国務大臣（櫻田義孝君） 健全に動いていたとの発言は、事実と異なるため、おわびの上、撤回させていただきます。

○吉川沙織君 櫻田大臣の昨日の御発言のメモを持っておるんですが、行間から今の答弁の内容をどうしても読み取ることができないんです。事実誤認ということはお認めいただけますか。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君） 速記を起こして。

○国務大臣（櫻田義孝君） いずれにしても、広く国道、交通網ということに言及して健全に動いていたとの発言は、事実と異なるため、おわびの上、撤回させていただきます。

○吉川沙織君 第四次改造内閣の初閣議の議事録を拝見いたしました。危機管理の観点から、閣僚の対外的発言等について、対外的発言に当たって

は、内閣の基本方針を踏まえること、講演会であっても私見を述べることは厳に慎むことと明記されています。

昨日の発言は、今、櫻田大臣、お認めいただきましたけれども、内閣の基本方針をないがしろにし、私見どころか事実にも基づかない発言であり、何より復興に向けて日々歩みを進める被災地の方々を傷つける発言にはかなりません。

内閣の基本方針に反し、危機管理の観点からも重大な問題だと考えますが、総理、御見解を伺います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 櫻田大臣の発言につきましては先ほど大臣が答弁したとおりでございます。いまして、いずれにせよ、今後、発言の正確さには十分に留意していただき、来年に迫った東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

○吉川沙織君 今、総理、発言の正確さと答弁なさいました。

櫻田大臣、大臣に就任なさってから、十一月六日に報道各社のインタビューをお受けになられています。そのときに、復興五輪について尋ねられたとき、どうお答えになつていらっしゃるか。被災地の人の気持ちを、この表現自体、私、どうかと思うんですが、逆なでしないように、気持ちに寄り添う

姿勢で取り組んでいくことが大事なのではないかとおっしゃいました。

事実誤認、これも、しかも甚だしい、事実とは遠く懸け離れている、このような御発言をされて、とても被災地に寄り添っているとは思えないんです。

御自身で身を処する、そういうお気持ちございませんでしょうか。

○国務大臣（櫻田義孝君） 昨日の私の発言は正確さを欠いており、申し訳なく思っておりますが、東日本大震災からの復興に関しては、自分自身で支援助物を運んだ経験もあり、強い思いを持っております。

今後とも、一層身を引き締めて、オリパラ担当大臣として復興オリンピック・パラリンピックの実現にも努力していきたいと思っております。

○吉川沙織君 今の問いに関しては、大臣御自身のお言葉で御答弁をいただきましたかという強い思いがあります。でも、これ以上伺ってもどうかと思えますので、改めて総理に伺います。

まず何よりも、閣僚全員が復興大臣であるとする第四次改造内閣、初閣議は昨年十月二日に行われてございますが、この閣議の基本方針と大きく懸け離れ、事実誤認も甚だしい大臣が復興五輪を語るべきではないと思うんですが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 全閣僚が復興大臣であるという認識を持つということは言葉どおりでございますが、同時に、それぞれの所管において、この復興のために何ができるかということ

を考え、そして実行していくことであるうとも考えているわけでございまして、櫻田大臣は、

オリンピック・パラリンピック担当大臣として、復興した姿を世界にしっかりと発信をしていくという

ことと同時に、復興に資するオリンピック、パラリンピックにするように、その意を踏まえてしっかりと職責を果たしてもらいたいと考えております。

○吉川沙織君 では、総理は、櫻田大臣が復興五輪にふさわしい任にあるとお考えでよろしいんですね。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほども申し上げましたように、発言等については正確さを欠くことのないように留意しつつ、情熱を持って取り組んでもらいたいと考えております。

○吉川沙織君 正確さを欠くどころか、議員の一人としてすらその資質が疑われないような御発言でございましたので、このことについては引き続き問うていきたいと思えます。

今日は、安倍内閣の基本姿勢が集中審議のテーマでございます。立法府に対する法案提出の在り方について、幾つかお伺いをしていきたいと思

ます。

予算非関連の内閣提出法案の締切り、国会提出の締切りは三月十九日とされていましたが、今のところ、この国会に提出されている本数は戦後最少本数の五十六本です。ただ、もう既に私、数年前から指摘をさせていただいております、複数の法律案を見かけ上一本に出している束ね法案の割合が多すぎます。これは、国会審議の形骸化を招き、国会議員の表決権を侵害し、そして国民の皆様にとどの法律がどのように含まれているかというのを分かりにくくする、いろんな意味で問題があるものです。

そこで、一つ伺います。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案に本則で法律案が何本含まれているか、本数だけで結構でございます、厚労大臣、お願いします。

○国務大臣（根本匠君） 五本であります。

○吉川沙織君 五本ということでしたが、これ、女性活躍推進法等の一部を改正する法律案ですが、これが閣議決定されて国会に提出されたその日の夕刊とか翌朝、どういうふうに報じられたか、厚労大臣、御存じでしたら教えてください。御存じでなかったら結構です。

○国務大臣（根本匠君） パワーハラスメント、あるいはハラスメント、こういうことがこの法律

を出したときに取り上げられていると承知をしております。

○吉川沙織君 今答弁いただきましたけど、女性活躍推進法等の一部改正案であるにもかかわらず、当日の夕刊と翌朝の新聞は、今、私手元に持っておりますが、ほぼ、パワーハラ防止法案、パワーハラ対策法案決定というふうに、表に出ている、つまり、国会に出ているのは女性活躍推進法等の一部改正案なんです、実際報じられているのはパワーハラ対策防止法案であって、国会に出されている法律名とその報じられている内容が合いません。

そこで伺います。法案の題名として女性活躍推進法等の一部を改正するとなっておりますが、その女性活躍推進法の改正の内容にハラスメント対策というのは含まれているでしょうか、いないでしょうか、御存じでしたら教えてください。知っていないはずですので。

○国務大臣（根本匠君） この法律は、法律の趣旨、目的、これは女性を始めとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するために事業主による雇用管理の改善のための取組を促すものであって、よろしいですか……（発言する者あり）この法律に直接、ハラスメントは書いておりません。○吉川沙織君 今伺いましたのは、女性活躍推進法等の一部を改正する法律案は、本則で五本入っています。でも、国会に法律として出されて題名

として見えているのは女性活躍推進法等の一部を改正する法律案で、その女性活躍推進法の改正内容に、実は大きく報じられたパワーハラ対策とかハラスメント対策というのは入っていません。

ですから、国民の皆さんが、パワーハラ対策法案決定されたんだ、じゃ、法律は何だろうと思って探したときにその法律にたどり着けず、パワーハラ対策防止法案から女性活躍の方にもたどり着けないという、摩訶不思議なこういう状況になってしまっています。国民に対する情報提供という意味でも、こういった束ねは余りよろしくない。

私も数年前から指摘をしてまいりました。安倍内閣になってから増えたのが指摘をさせていただいて少し減ったんですが、このような束ね法案はやはりよろしくないと思います、総理、御感想があればお願いします。なければ結構です。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 政府においては、これは従来から答弁もさせていただいているんですが、二つ以上の法律の改正を提案しようとする場合においては、一般に、法案に盛り込まれた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨目的の一つであると認められるとき、あるいは内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められるときは、一つの改正法案として提案することができると考えています。

また、法律等を実施し、又は施行するために必

要な事項のうち、罰則を設け、実質的に義務を果たし、又は権利を制限する内容を含まない細目的事項について定める実施命令は、憲法、国家行政組織法等の規定により、個別の法律等による特別の委任がなくても制定することができると思われますが、言わば今回のこの束ねにつきましては、こういう基本的な考え方の下、厚労大臣が判断したものと、このように考えております。

○吉川沙織君 今、一つの目的とおっしゃいますけれども、今回の女性活躍推進法とハラスメント対策のパワハラ防止の趣旨、目的というのは、実は同じではありません。全く異なっています。

趣旨、目的も異なりますし、世の中の関心は、新聞報道にもあるとおり、圧倒的にパワハラ防止対策の法制化と考えられますが、それが国会に出されている法律の題名には表れてこないといった問題をばらんでいます。ですから、総理が多用されておられる国民への丁寧な説明という、こういう趣旨にも反するものであると私は考えます。

そして、もう一つ、事例申し上げます。(資料提示)

立法院に対する法案提出の在り方として、束ね法案とともに、この間、細目的事項を具体的に法律の中に定めずに実施命令の根拠規定を法律に設けようとする、これを包括委任規定と申し上げておりますが、今回の統計不正に関し、総理や総務

大臣も昨年の統計法改正に関し何度も言及されておりますが、これ、去年改正されたんですが、改正前は、「この法律に定めるもののほか、基幹統計調査の実施に関し必要な事項は、命令で定める。」と書いてありましたが、今回、去年の改正で手続的なものを全部すっ飛ばして、「この法律の実施のために」。立法院の側からしたら法技術的には問題ないということなのかもしれませんが、政省令で定めるべき内容が具体的に法律の条文に示されていない。

こういう規定ですと、立法院が法律の制定時に想定しなかった事項、あるいは立法院が許容することのできない政省令がいつの間にか行政の裁量で定められてしまうようなこともあるかもしれません。実際、二年前の統計に係る一斉点検で厚労省は平然と虚偽報告を行っているような事実があると、そういった懸念はより高まると言わざるを得ません。

法律による行政の原理の意義を埋没させないためにも、立法院が空洞化をしていかないためにも、こういった内容の条項というのは増やすべきか、増やすべきでないか、総理、御所見あれば、一言で結構です、いただけませんかでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほどちよっとまとめて答弁させていただいたんですが、法律等を実施をし、また施行するため必要な事項のうち、

罰則を設け、実質的に義務を課し、又は権利を制限する内容を含まない細目的事項について定める実施命令は、憲法、国家行政組織法等の規定により、個別の法律等による特別の委任がなくても制定することができると思われるところでございまして、取扱いを変える必要はないと考えております。

○吉川沙織君 去年の本会議でも伺ったんですが、去年、実は内閣法制局長官に総務委員会においていただいておりますが、こういった法律の書き方というのは去年まではほとんどありませんでした。去年、内閣提出法律案は六十五本あったんですが、そのうち七件もこのような条項を定めたような法律がありましたので、法律による行政の原理の意義を埋没させかねないような危惧がありますから、こういったことは警鐘を鳴らしておきたいと思っております。

そこで、統計不正について伺います。

昨年末に発覚した厚労省の統計不正を受け本年行われた一斉点検においては、残念ながら、五十六ある基幹統計のうち二十三に問題があることが明らかになりました。平成二十九年は経産省の統計不正を受け一斉点検を総務省が行っていることから、総務大臣に伺います。これら二十三の事案は、平成二十九年の点検でも問題が把握され、本年まで対応がなされなかった事案、ありますでしょうか。

ようか。あるなら、その件数のみお答えください。
○国務大臣（石田真敏君） お答えさせていただきます。

前回、平成二十九年の点検では十六基幹統計で公表遅延、一部未公表等の問題が明らかになったところでございますが、本年、平成三十一年の点検では二十三基幹統計について問題が報告されたところでございますが、そのうち十基幹統計については、周期的に行われる統計調査であることから、本年の点検時には再度公表遅延が指摘されたところでございますが、これは前回点検以降新たな公表が行われないことなどのためであり、ただいま改善中でございます。

○吉川沙織君 二十三件今回やって、そのうち十件が前回から残念ながら改善されていなかったというところでよろしいですね。

○国務大臣（石田真敏君） お答えさせていただきます。

具体的に申し上げますと、六件については改善措置済みでございますが、七件については改善の取組中でございます。また、三件については、新たな調査結果の公表が今行われておりませんので、これについても改善する予定であります。

○吉川沙織君 二十三件中十件今回見付かって、では、重ねて伺います。

平成二十九年の点検の段階で問題はあった、各

府省から報告がなされず不適切な処理が続いていた事案というのは何件でしょうか。件数だけではないです。

○国務大臣（石田真敏君） 報告漏れが明確となつている賃金構造基本統計を含め、前回の点検漏れと見られるものが十六件見られました。

○吉川沙織君 前回の点検、今回の点検、それぞれ、立法府として行政監視機能を高めていかないと、私、これ二年前、経産省の統計不正が発覚したときに、国の根幹を揺るがす問題だと思つて委員会でも取り上げました。そのときに、総務省の方からしても、うその報告をされたという思いでじくじたる思いだと思つんですが、これだけ今回も見付かって、不適切な処理が二年も続いていて、本来だったら二年前に見付かっていたはずの問題が見付からず二年も先送りされたということとは、立法府に身を置く議会人の一人としてじくじたる思いです。

そこで、経産大臣に伺います。

平成二十九年の統計一斉点検は、経産省所管の繊維流通統計の不正事案を契機に行われています。これについては、不正発覚直後から何度も委員会を取り上げてまいりました。平成二十八年十二月二十六日の繊維流通統計の不正発覚後、経産省所管の統計調査において不適切な事案はありましたか。あったのであれば、件数だけお答えいただけます。

ればと思います。

○国務大臣（世耕弘成君） これ、平成二十八年十二月に判明した不正事案、これはもう本当に申し訳ないことだと思つています。その後、総務省の一斉点検が行われました。それに加えて、翌年の六月から七月にかけて経産省でも自己点検をやっています。これは反省に立って、二十八年の事案の反省に立って自己点検をやつていこうということでありませぬ。

そういった取組の結果、平成二十九年度以降、調査計画における集計事項の記載誤りですとか、あるいは政府統計のホームページにデータの掲載漏れといったことが判明をしたわけでありませぬ。こうしたミスに対して計画上の記載の修正や必要なデータの掲載などを随時行つておりまして、一定の結果が出ております。

しかしながら、今年一月に実施をいたしました基幹統計の一斉点検では、新たに三統計で四件、調査計画の最新の内容に変更していなかったなど、手続上の問題が判明したところであります。

○吉川沙織君 長い答弁いただきましたが、結局平成二十八年十二月二十六日に、経産省で繊維流通統計の一般統計調査でございますが、不正が発覚して、でも、その後も、今回の一斉点検で三統計四件とありました。

総務大臣に改めて伺います。

平成二十九年の一斉点検の後に新たな不適切な取扱いがなされるようになった事案数、数だけお願いたします。

○国務大臣（石田真敏君） 平成二十九年の点検の後に新たに不適切な取扱いがなされるようになった事案は三統計でございます。

○吉川沙織君 平成二十九年の一斉点検をしたにもかかわらず、その後新たに不適切な取扱いがされるようになった事案、三統計と今総務大臣から御答弁をいただきました。この三統計はどここの省庁ですか。

○国務大臣（石田真敏君） お答えいたします。

企業活動基本統計、ガス事業者生産動態統計、商業動態統計でございます。（発言する者あり）経産省でございます。

○吉川沙織君 先ほども指摘申し上げたんですけど、平成二十九年の一斉点検の発端というのは経産省の統計不正でございます。経産省はこれを受けて再発防止策、おまとめになっておられます。でも、統計委員会に報告したら、一回目は突き返されて、二回目ようやく了承された。でも、その再発防止策、とてもいいことを書いてあるんですけど、でも、経産省でその再発防止策をおまとめになったにもかかわらず、平成二十九年の一斉点検の後新たに三件不適切な取扱いがなされるようになったのが判明して、その三件ともが経産省であ

るということは、当時、何回も指摘をして、その担当者の方々も一生懸命まとめておられたのは重々承知はしておるんですが、結果として、その再発防止策が経産省内どころかほかの省庁にも展開をされていなかったということになってしまいます。

これだけ行政と統計等データの信頼が地に落ちてしまいますと、問題解決、それから毎月勤労統計のいろんな問題があるんですが、そのデータの使い方について、少し自分自身の取組を含めて最後にお伺いをしたいと思います。

私、これまでずっと、今、三十代後半から四十歳代前半は就職氷河期世代に当たります。この世代のこと以外は関係ないんじゃないかと思われる方も多いんですが、これまで十二年間、その就職氷河期世代が正規雇用になれないことによる国税、地方税に与える減収額などを伺ってまいりましたところ、物すごく大きな影響が出ています。そうになると、二〇四〇年頃の社会保障に大きな影響が出かねません。

今月、三月五日に厚生労働省が生活保護の年齢別年次推移の新しい資料を出してくださいました。それを、これ御覧いただきますと、生活保護の年齢別年次推移で見ますと、六十五歳以上の割合がほぼ半数、四七・四％に至っています。この今六十五歳の方でいえば、正規雇用が基本の時代です。

就職氷河期世代とは異なります。

この我々就職氷河期世代は、どれだけ靴の底すり減らして一生懸命就職活動しても思うように職が得られず、五年前の賃金と比べてもこの世代だけ下がってしまったような状況にあります。

二〇四〇年頃の社会保障制度の持続性を維持していくためにも、今から生活保護の将来推計やつくっていく必要があると思うんです。

去年の代表質問でも総理に伺いましたが、試算をする必要あると思うんですが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 生活保護費の将来推計については、平成三十年五月に公表した二〇四〇年までの社会保障全体の給付と負担に関する見通しにおいて、全世代を対象に人口、経済について一定の前提を置いた長期的な推計をお示しをしているところでありますが、将来の給付費は今後の経済情勢、世帯構成の変化、資産の状況や扶養関係など、様々な要素の影響を受けることから、就職氷河期世代といった特定の世代に着目した詳細な推計を行うことは困難である点については御理解をいただきたいと思います。

一方、就職氷河期世代の方々がより安定した仕事に就くことができるように、雇用失業情勢の改善が着実に進んでいるこの時期を捉えまして、マシソンマンによる相談支援、個々のニーズに即し

た職場体験、就職後の定着、ステップアップ支援などの就労支援を行っているところでありまして、こうした方々が高齢になっても安心して生活できる総合的な取組を進めてまいりたいと思います。

○吉川沙織君 実は、この生活保護費の実績と将来推計は、以前、政府の方から出していただいています。なぜ今は出せないのか。あと二十年たったときに取り返しの付かないことにもなりかねませんので、ここはこれからも事あるごとに問うていきたいと思えます。

三月六日に金融会社の調査としてその結果が新聞等でも大きく報じられました。三十代、四十代貯金ゼロ、二三・一％という衝撃的な報道もありました。ですから、実態を正しく、正しい統計等データがそれには必要ですけれども、実態を正しく把握して、その対策を打っていく必要があると思っております。

統計等データ、今まで作り方、取り方、ありませんでしたが、その用い方というのも大事な問題だと思っております。今年に入ってから、総理は、国会衆参両院の答弁で少なくとも九回、昨年十二月一日時点での大卒者の就職内定率は過去最高となっている、この答弁を繰り返されておられますが、この統計はいつから取っているか、総理、御存じでしょうか。御存じでなかったら結構です。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今すぐにそのお

答えはできません。

○吉川沙織君 一九九七年三月、平成九年三月の卒業生分からしか実は取っていないデータです。

私は、平成十年、一九九八年に、就職氷河期ど真ん中の世代ですが、そのときに就職活動をして、私は運と縁と巡り合わせが良くて最初から正社員として社会に出ることができました。つまり、空前絶後のバブル期はこのデータは取っていないかったということになります。

ですから、統計は、正しいデータを取る必要と、それを使う側が自分の意見を支えるために用いることもあるんですが、統計はその使い方も留意していく必要があると思うんですが、総理、何か御見解ありますでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 言わば、統計を用いる上において何に意を用いるかということであると、こう思っておりますが、今申し上げますのは、まさに今、吉川委員が御紹介いただいた昨年の十二月の時点で最高となっているということですが、当然これ、統計を取り始めてからということになるわけでございまして、それも踏まえて申し上げているところでございます。

と同時に、例えば、これはバブル期のときの経済の状況がどうであったか、またあるいは今回の経済の状況がどうであったかということも分析をしながら見ていく必要もあるんだろうと、このよ

うに考えております。

○吉川沙織君 実態を把握するために正確に統計を取り、推計し、対策を講じて備えることこそが大事なんですけれども、残念ながら、去年の三月一日、予算委員会の冒頭でも、行政と統計等データの重要性について総理に伺いました。でも、その質疑当日の未明には裁量労働制に係るデータ不適切があつて条文削除、質疑翌日の朝には財務省による公文書改ざん、その後も、障害者雇用水増し、そして今般の厚労省による毎勤統計の問題、行政、統計等の信頼は地に落ちてしまいました。

国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報たる統計の在り方については、立法院に身を置く者としてこれからも厳しくチェックしてまいりますので、そのことを申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございます。
○委員長（金子原二郎君） 以上で吉川沙織君の質疑は終了いたしました。（拍手）